

横須賀市居宅介護支援事業所  
指定介護予防支援事業所  
介護予防ケアマネジメント事業所 管理者 様

横須賀市福祉部指導監査課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議・モニタリングの  
実施について（通知）

日頃から、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、現時点においても感染のまん延が懸念されています。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う運営基準の特例的な取扱いについては、厚生労働省関係通知及び「新型コロナウイルス感染症に関する Q & A（令和 2 年 4 月 17 日 横須賀市福祉部長通知）」において通知しているところです。

今般、全事業所に共通する、サービス担当者会議及びモニタリングの取扱いについて、以下のとおりあらためて通知しますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

**【サービス担当者会議について】**

感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話や F A X 等で照会により意見を求めることができますものとし、その場合も、本市条例によりその内容を記録し、5 年間保存することが必要となります。

なお、担当者等を召集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い、マスク着用を呼び掛けるなど、感染防止を徹底してください。

**【モニタリングについて】**

モニタリングの実施については、感染のまん延を防止する観点から、利用者の状況の把握において電話や F A X 等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。

この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いします。

事務担当：横須賀市福祉部指導監査課指導監査第 2 係

電話：046（822）8393

FAX：046（827）0566